

5-3. 後部突入防止装置の基準 (UN-R58 関係)

- 適用範囲

- 自動車 (※1) に備える後部突入防止装置 (RUP)

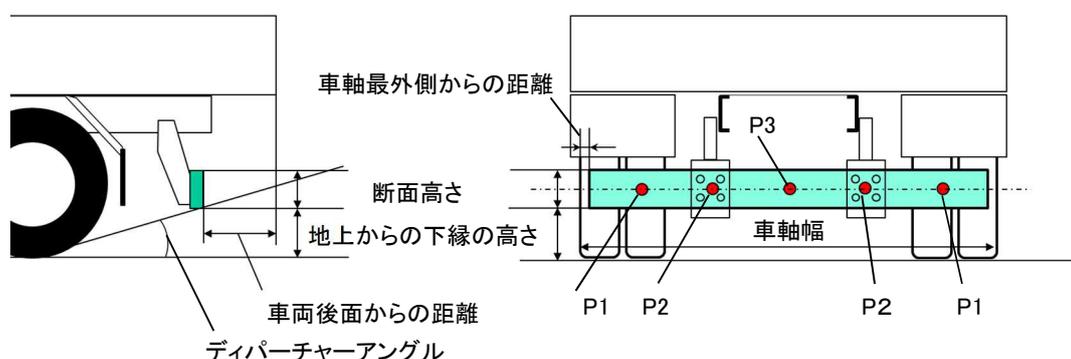
※1 二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。

- 改正概要

突入事故 (もぐりこみ事故) の防止及び被害軽減のための「突入防止装置に関する協定規則 (第 58 号)」の改正に伴い、後部突入防止装置の取付位置及び強度に関する基準を以下のとおり見直すこととします。

- 後方からの車両の突入防止性能を強化するため、後部突入防止装置の取付高さ、車両後端からの位置等を変更します。
- 突入防止装置の強度試験を強化します。

	現行の保安基準	協定規則 第 58 号
地上からの下縁高さ	550mm 以下	450mm 以下 又は 550mm 以下 (ディパーチャーアングル 8° 以下の自動車)
車両後端からの距離	負荷後 400mm 以下	負荷前 300mm 以下 又は 負荷後 400mm 以下
断面高さ	100mm 以上	120mm 以上
負荷荷重	P1 P3 : 50 [kN] P2 : 100 [kN]	P1 P3 : 100 [kN] P2 : 180 [kN]
車両最外側からの位置	車軸最外側から 100mm 以内	←



○ ごみ収集車、ミキサー車など、車両構造上、新基準に適合させることが困難であると認める車両については、引き続き、現行の基準を適用することとします。

- 改正時期(予定)
平成 28 年6月

- 適用時期(予定)
新型車：平成 31 年9月
継続生産車：平成 33 年9月